

トルコにおける市民社会の構造 ——団体調査に見るトルコ市民社会組織の概要と行動——

平井 由貴子・辻中 豊

はじめに

団体の基礎構造に関する調査(Japan Interest Group Study、以下 JIGS)は、利益団体・市民社会組織の活動実態調査を目的に、1997年に日本を最初の対象国として開始され、その後、韓国、米国、ドイツ、中国と対象国が拡大された。現在2007年2月の時点で、その対象国は全部で10ヶ国であり、すべての調査が終了している¹。

JIGS 調査第1期ともいえる5つの調査対象国は、日本との比較分析を念頭に置き選択された国々であった。しかし近年、市民社会に関する研究は、全世界的に行われるようになってきている。市民社会論の復活といわれる全世界的な研究は、1980年代、東欧諸国の民主主義体制への移行に市民社会組織が重要な役割を果たしたということに基本的に促されてはじまったものであるが、1990年代には西欧及び米国における民主主義の危機を分析する枠組みとしても論じられ²、平行して東南アジア、東アジア、中東、アフリカ、南米と様々な地域の民主化移行国での研究が蓄積されてきている³。こういった状況の中、JIGS 調査も、調査対象国を、民主化移行国や中進国を含む、様々な非先進諸国に拡大していった。その結果、非先進国それぞれの市民社会の形態を把握することが可能になるだけでなく、これまでの先進国で行われた調査を相対化し、新しい社会・政治体制論の理論化を射程にいれることにつながると考えられる。

トルコは、その人口の99%以上がムスリムというイスラーム国である⁴。中東イスラーム諸国の市民社会については、そもそもイスラームが宗教として支配的なところで市民社会は存在しうるのか、存在するとすればどのような機能をもっているのか、また、中東諸国に多く見られる権威主義体制から民主主義体制への移行の中で市民社会はどのような形態をもって存在しているのか、といった観点から議論され、それに基づいた研究成果が発表されてきた⁵。また、米国ジョンズ・ホプキンス大学市民社会研究センターは、非営利セクターの36カ国比較を実施しており、その中にはイスラーム諸国としてエジプト、モロッコ、パキスタンが含まれている⁶。ただし、現在までの研究は記述的なものが多く、実態調査ということはほとんどなされてこなかった⁷。データの分析を行っているジョンズ・ホプキンス大学の研究においても使用されているものは政府統計等アグリゲート・データであり、サーベイ調査によって可能となる、団体が実際にどのような活動を行っているのか、どのような形で政治との関

係を持っているのかといった内容にまでは踏み込んでいない。

イスラーム諸国の中で、実態調査が可能な数少ない国の中のひとつがトルコである。トルコは1950年以降多数の政党が参加を認められ、政権交代が可能な選挙を実施しており、参加という点での民主主義は保障されている。また、団体の設立・活動という点でも、各種法律が比較的厳しい規制・管理を行うという事実があるものの、設立の自由は認められている。確かに1990年代前半までは、社会主義、イスラーム主義、クルド独立主義等、政府にとって規制の対象になる思想に基づいた団体の活動は厳しい監視下に置かれていたこともあり、団体の活動調査自体難しいということもあった⁸。しかし90年代後半以降、社会に対する国家の管理体制が緩やかになった。特にトルコがEU加盟候補国の地位を得た1999年以降は、トルコにとってEU加盟が現実化するとともに、EUからのコペンハーゲン政治クライテリア違反に対する厳しい監視が行われるようになり⁹、過度な団体統制は行い得なくなった。団体の活動実態調査の実施可能性は、ただ単に質問票を郵送し、返信を受け取ることができるかにとどまらず、団体が質問に対し、有効な回答をできる状況にあるかといったことも考慮しなければならない。国家による管理・統制に気を配るあまり、団体が正直な回答を拒んでばかりいる状況にある国では、調査対象国として適当であるとはいえないだろう¹⁰。以上のことを総合して、トルコは調査の対象としてふさわしい国のひとつであると判断し、今回同国を対象に実態調査を実施することとなった。

トルコを含むJIGS調査対象国をその一人当たりGDPを縦軸に、フリーダム・ハウスによる自由民主主義度を横軸にとり、各国を配置させると、トルコは10ヶ国の対象国の中で一人当たりGDPと自由民主主義度の両方の面からほぼ中央に位置する（【Appendix 1】参照）。また、同程度の一人当たりGDPを持つ国にブラジル及びロシアがあり、経済・産業の発展度の観点からそれらの国と比較が可能である。更に、同程度の自由民主主義度であるとされるバングラデシュともムスリム人口の多い国同士という観点からの比較が可能である。

1. トルコ JIGS 調査の概要

トルコ JIGS 調査は、団体基礎構造研究会（筑波大学、辻中豊代表）により2002年から準備が開始され、2004年3月から6月にかけて実施された。トルコ側調査実施においてアイクト・カンス（Aykut Kansu）準教授¹¹の協力を得て現地調査員を雇用し、平井由貴子が実施した。

1.1. 質問票の内容

質問は全35問からなる。内訳は大きく分けて、①団体の設立年や団体の種類、法

人格の有無とあればその種類、会員数、職員数、予算や設立に際した資金援助の有無など、団体の「横顔」にあたるもの、②主な活動・目的や関心を持っている政策分野など、団体の政策志向に関するもの、③許認可・法的規制等行政との関係や政治的働きかけの対象、政党支持の有無など、団体の政治への働きかけの有無とその方法に関するもの、となっている。その他、外国政府や自治体等も含む他組織との対立・協調関係や、他組織の影響力の主観的な評価も質問に含まれている。

質問内容及び回答のために提示される選択肢のほとんどが日本調査において使用されたものと同様のものになっている。これは日本調査や日本との比較を目的として実施された他の調査対象国との比較可能性を担保する目的があったためである。ただし、当然のことながら、日本で使用された質問内容がトルコの社会政治的背景に鑑みて、理解されにくい場合があるため、質問や回答における選択肢を調整もしくは削除している¹²。

1.2. 調査方法

トルコ JIGS 調査は、対面式インタビューによる聞き取り調査によって行われた。調査対象団体は、アンカラ及びイスタンブールの、調査日当日に事務所を開けていた団体計 841 団体である。

JIGS 調査における調査対象団体の抽出と調査方法の決定は、全体像を包括的に得るという目標のもと、それぞれの国において最も有効な抽出方法・調査方法は何かということが検討され、それに従って行われた。日本及び韓国、米国調査では、調査対象団体は職業別電話帳を利用して無作為抽出され、調査は郵送によって実施された。しかしその他の国では団体ディレクトリーを用いることで電話帳からの抽出を補ったり（ドイツ・バングラデシュ）、政府統計や国家の団体登記簿（中国・ロシア・フィリピン・ブラジル）などから抽出したりした場合もある¹³。トルコにおいては当初電話帳を用いた無作為抽出が試みられたが、トルコの国営電話局であるトルコ・テレコムのインターネット版電話帳には番地やビルの部屋番号までの記載がなく、場所を特定するのが困難であったこと、また、記載される住所にはすでに事務所が存在しなかったり、事務所が施錠されており事務員がいなかったりと、調査が実施できないということが生じた。このため、調査員はイスタンブール県内及びアンカラ特別市内と一部特別市外に赴き、その時事務所を開けていた団体を調査対象団体とすることとした。

回収の方法は郵送ではなく、対面式インタビューによる聞き取り調査を選択した。これは、郵送による場合、返信代を含め 4,000,000（約 3 ドル = 330 円）と高額である上、回収率が期待できないことと¹⁴、他方対面式は人件費が安く¹⁵確実に回収できるという理由からである。

サーベイ調査に代表される量的調査を行う場合、母集団からいかに偏りなく調査対

象団体を抽出するかは重要な手続きとなる。しかし、それは正確な母集団情報を提供する何らかの資料があることが前提となる。また更に、円滑な調査票の送付と回収には、信頼にたる郵便制度が存在すること、その上で各調査対象団体の協力意思の有無というハードルを越えたところで、分析可能な数量を確保しなければならない。以上の条件が整っている先進国での調査であれば、調査者は回収率の向上にのみ気を配ればよいが、その前段階の条件が整わない国での調査を実施する場合、限られた予算と時間の中で、更に回収率を向上させることは困難である。

結果としてトルコ JIGS 調査は、調査票を利用するインタビュー形式の調査である、フォーマル・インタビュー形式で行われた。また調査対象団体についても、調査日当日に事務所を開けていた団体を対象とした。郵送式のサーベイ調査を実施した場合、調査票が団体に届かない、もしくは回収できない、といった郵便制度上の問題だけでなく、活動の活発度や実際の活動の状況を把握できないまま調査を行うこととなるが、事務所に直接赴いて面談を行うとことにより、日常的に活動を行っている団体に対象を限定することができ、信頼性の高い回答を得ることができると考えられる。代表性という側面からは手法として十分なものとはいえないが、回答内容としては質的に高い結果を得ることができると判断される。

調査員はアンカラで約3名、イスタンブールで約11名である。イスタンブール県及びアンカラ県内の郡別の調査対象団体地理的分布は、本稿末【Appendix 2】のとおりである。これは、2003年時点でのトルコ・テレコムインターネット版電話帳において、アンカラ及びイスタンブールにおける団体をすべて抽出し、それぞれの県に属する郡ごとに、どの程度の団体が存在しているかを確認したものと、今回の調査結果を比較したものである。イスタンブールについては、ほぼ電話帳における各郡の団体割合と等しくなっている。アンカラについてはシンジャン郡からの収集が多く、偏りが見られる。同郡は一般的に宗教の面で保守的な人が多いことで知られており、分析する際は注意をする必要がある¹⁶。

2. 社会過程レベルにおけるトルコの団体の概要

トルコの市民社会を構成する団体は、どのような種類のものがあり、それらはいつ設立され、またどのような形態で存在しているのか。本項では、トルコ JIGS 調査における、設立年、団体の種類、取得している法人格の種類、常勤職員数、活動対象とする地理的な範囲についての質問に対する回答から、社会過程レベルにおけるトルコの団体の概要を述べる。その際、国際的に見てトルコの市民社会にどのような特徴があるのかも確認するために、団体基礎構造研究会がトルコ以外の国で行った調査の結果とも比較する。

2.1. 団体の設立年

トルコ JIGS 調査では設問 33 において、各団体にその設立年を質問しており、この結果を表したものが以下のグラフである。1950 年代以降に若干団体数が増加するものの、しばらくは劇的な変化はないが、1980 年代以降急激に設立団体数が増加している。

1950 年は、それまでの共和人民党（CHP）による一党支配体制から、複数政党の参加を認めた選挙により、民主党（DP）へ政権が交代した時期にあたる。この時期、政党の数が増加するとともに、労働組合を含む団体の設立がみられた¹⁷。経済・社会的な観点からも、工業化が本格的に始まった時期に当たる¹⁸。こういったことから、この時期に団体設立数が増加したことが推測される。

また、1980 年以降の団体数の増加は、同年以降軍事介入が行われておらず、政治体制の変化による団体の数の減少が起こっていないことが理由として考えられる。更に 1990 年以降設立の団体数の多さは、この時期本格化しつつあった EU 加盟に向けた国内法制度の民主化改革や、都市化や産業化とそれに伴う国内移民の増加などが原因として推測される¹⁹。いずれにせよ、利益集団を含めたトルコの市民社会組織は非常に若いということが窺える。

ただし、過去の団体設立数の増加に関し、このグラフからは、①実際に団体設立数が多かったため現在まで活動を継続させている団体も多く残った、②団体設立数が多かったのではなく、その時期設立された団体に「長寿」団体が多かった、という 2 点のうち、どちらが理由となるかはわからない。1950 年代の団体の増加はあくまでも推測であるが、この時期に設立された団体がそれ以前に設立された団体に比べ、現在まで活動を継続させている確率が高いことはわかる。

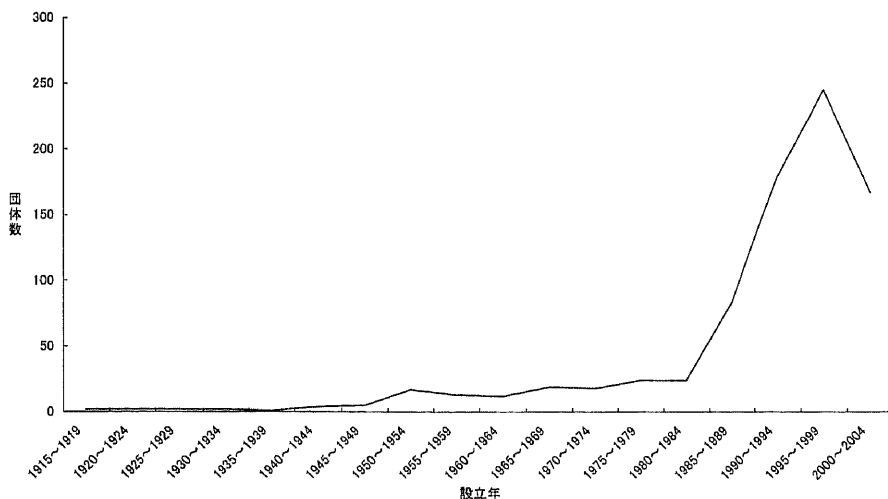


図1 設立年（5年間隔）

なお、2000年から2004年にかけての数値はグラフを見ると減少しているように見えるが、これは2004年3月から6月にかけて調査が実施されたため、調査実施期間以降に設立された団体の数を含んでいないことによる。

以上のような特徴を持つトルコの団体設立の状況は国際的に見てどのような特徴があるだろうか。ここで、団体基礎構造研究会が他国で実施した調査の結果と比較してみた。2つのグラフのうち、[図2]は調査対象国中一人当たりGDPが1万ドル以上の国の設立年分布グラフであり、[図3]は一人当たりGDPが1万ドル以下の国の設立年分布グラフである²⁰。2つのグラフの波形を比較すると明らかなように、[図2]は1940年代後半あたりから同じ高さの波がある程度維持された形になっているのに

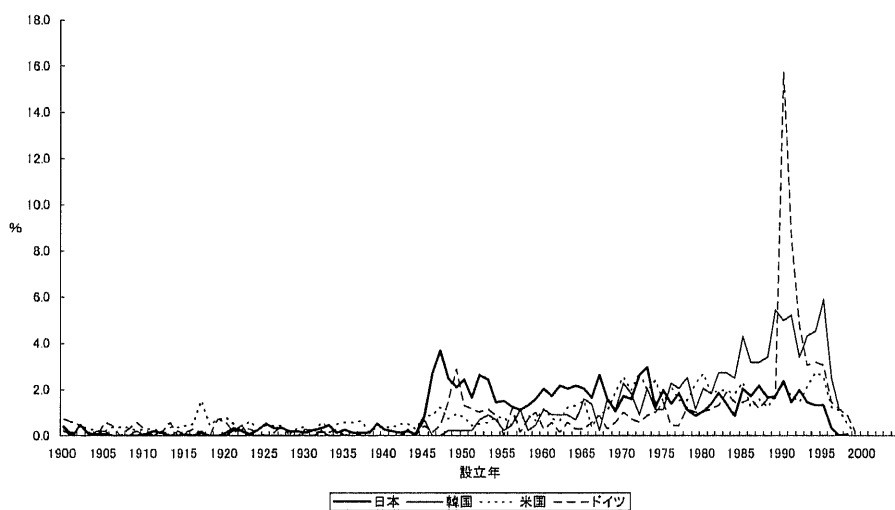


図2 設立年比較（日・韓・米・独）

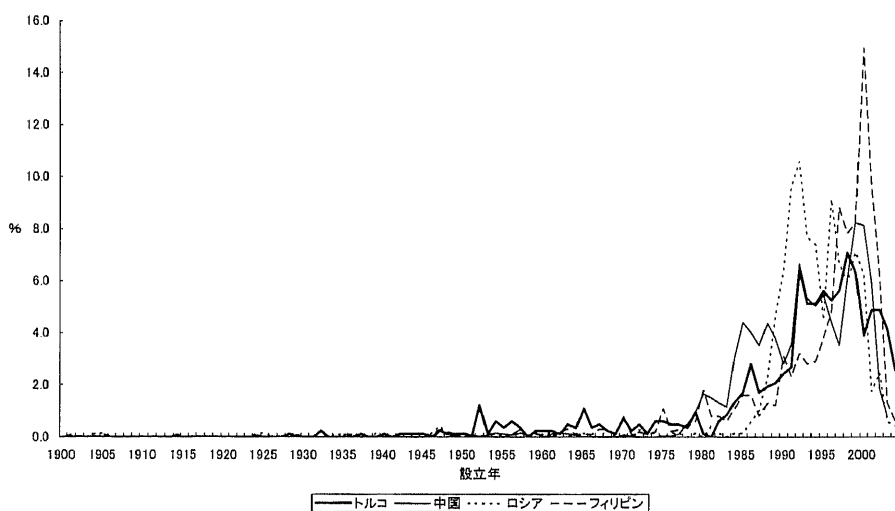


図3 設立年比較（トルコ・中・露・フィリピン）

対し、[図3]は1980年代後半から急激に高い波が描かれている。つまり、先進国では50年以上前に設立された団体が現在も活動し、かつそれ以降一定の割合で団体が存続しているが、経済・産業の発展途中にある非先進国においては、現在活動中の団体のほとんどが、10年から15年前に設立されたものだということがいえる。トルコの波形は近年急激に団体数が増加した、非先進国型のものを描いている²¹。非先進国4ヶ国がこのような波形を描くようになった理由はそれぞれの国に関する分析によって明らかにされるべきところだが、すでに述べたトルコの場合の近年の団体増加の背景と近似するものがあると推測される。

2.2. 団体の種類

次に、どのような種類の団体がどのような割合で存在するのかを確認する。本調査では「その他」を含む11の選択肢の中から、自分の団体が属する分類を選んでもらうという、団体による自己分類によって、この抽象化の作業を行っている²²。

この結果で特徴的なことは、まず、「その他」を選択した団体が49.1%と、非常に多いことである。この結果から、トルコの団体は今回使用された分類を受け入れなかったということがいえるだろう。次に多いのが福祉団体(26.9%)で、その後に教育団体(11.7%)、職業団体(10.3%)と続く。福祉団体と教育団体はいわゆる「政策受益団体」と呼ばれるものであり、政策利害に敏感に反応する特徴があるとされる²³。

「その他」を選択した団体にはそれぞれどういった団体であるかを記載してもらっている。著者らはその内容に従い、13種に再分類を行った。それでもなお分類ができなかったものは再度「その他」として保留してある。この中で割合の高さで目立つの

表1 団体分類

%	トルコ	日本	韓国	米国	ドイツ	ロシア	フィリピン	トルコの「その他」の詳細	%
農業団体	0.4	5.8	4.6	1.3	0.5	1.3	1.1	環境関連団体	0.4
経済団体	1.0	19.0	9.3	13.9	5.5	5.2	4.0	教育関連団体	0.7
労働団体	3.0	8.3	4.6	3.6	1.1	8.4	1.0	住宅建設関連団体	5.0
教育団体	11.7	8.0	7.2	13.8	10.2	27.3	5.6	人権関連団体	1.4
行政関係団体	0.5	9.2	4.6	1.9	—	23.8	1.7	スポーツ関連団体	1.3
福祉団体	26.9	5.9	16.3	12.8	15.1	25.2	7.3	専門家関連団体	0.6
専門家(職業)団体	10.3	9.0	12.2	14.0	10.2	10.0	5.4	相互扶助関連団体	16.5
政治団体	1.0	2.1	2.2	3.9	4.0	2.4	1.0	同窓会関連団体	0.4
市民団体	3.6	4.2	10.0	2.0	—	12.7	—	農水林関連団体	0.2
宗教団体	3.9	—	11.1	5.3	—	0.7	15.1	非営利関連団体	0.7
その他	49.1	28.6	18.0	27.6	53.5	—	57.3	福祉・厚生関連団体	1.5
N	841	1595	460	1431	817	711	999	文化関連団体	3.8
								その他	11.2

*トルコとロシアは複数回答なので、合計しても100%にはならない。

*米国・ドイツ・フィリピンの「その他」にはトルコで用いられた選択肢以外に提示された選択肢を含む。例えばドイツの「その他」にはスポーツ団体(28.0%)が、フィリピンの「その他」にはPeople's Organization(26.3%)が含まれる。

は相互扶助団体（Dayanışma ve Yardımlaşma Dernekleri）の16.5%である。相互扶助団体の大部分は、出身地を同じくする者が集まって結成する同郷者の団体である²⁴。その次に多いのは住宅建設協同組合（Konut Kooperatifleri）で、5.0%となっている。住宅建設協同組合は、集合住宅を建設する際に設立される協同組合であり、トルコにおける独特の住宅建設事情が反映されている²⁵。

団体の種類について他国と比較すると、他国でも福祉団体の割合は多いが、その中でもトルコでの割合が高いことがわかる。また、農業団体や経済団体、労働団体といった経済的利益の向上を目的として設立される団体の割合の低さが目立つ。

2.3. 法人格

団体分類は、団体が自己判断によって分類を選ぶという手法をとっているため、団体の自己認識による分類であるが、法人格は、国家が団体を識別する際の手がかりとするものであり、この区分に基づいてそれぞれの権利・義務を定めている。それぞれの法人格には、取得に際し、満たさなければならない条件や手続きが定められているため、まれに団体は戦略的にどの法人格を取得するかを決定し、取得にあう条件を整えるということを行う場合もある²⁶。ただしこういった戦略的な法人格取得は、政治への働きかけを活発に行う団体の中でもごく一部の団体が行うことであり、一般的なものではない。本稿3.2.でも述べるとおり、トルコの団体の多くが国家政策に対する関心を持っておらず、積極的な政治活動が活発に行われているとは考えにくいところでは、戦略的な法人格取得はまれなものだろう。

法人格の有無についての質問では、97.5%の団体が持っていることとたえており、JIGS調査実施国の中でも、これはきわめて高い数値であるといえる。例えば日本では約6割²⁷、韓国では約5.5割²⁸が法人格を持つと答えている。もちろん法人格の有無は、国によってその意味合いが異なることも指摘しておかなければならない。例えばJIGS調査実施国のうち、米国及びドイツについては法人格の有無を質問していない²⁹。これは、両国においては団体として活動するにあたり、法人格を取得するのは当然であり、手続きも容易であるため、ほとんどの団体が法人格を持っていること、また、その有無を分析することは団体政治研究において、それほど重要ではないことからである。他方、中国については、国家体制等の事情から、そもそも調査対象団体が法人格を取得しているものに限られている。米国・ドイツ及び中国の団体はそれぞれほぼ100%の団体が法人格を取得しているものの、その意味は異なり、また、本稿におけるトルコの場合も以上の国家の事情とは異なる理由で法人格取得の確率が高くなっていると考えられる。非営利団体や、コミュニティー団体においては法人格を取得しないと財団、社団といった名称を用いてはいけないこと、労働組合は労働組合の法人格を得なければ活動できないこと等トルコにおいて団体活動を行う際、法人格を

取得することが当たり前となっていることが、高い法人格取得率の理由となっていると考えられる。

更に法人格ごとの割合を見てみると、社団法人が圧倒的に多く（61.8%）、財団法人（14.6%）、協同組合（12.5%）が続いている。日本では社団法人と財団法人は公益法人となり、公益に関する事業を行うことを目的としていなければならない（民法第34条）。他方トルコの場合、社団・財団の設立目的は公益事業であるか否かは関係なく、非営利であって人による結社は社団、財による結社は財団ということになる。このため、社会の多くの団体が社団もしくは財団になる。結果としてトルコの社団と財団を合わせた割合は76.4%となっている³⁰。

次に、団体分類と法人格の関係を見てみたい。法人格取得の割合が財団法人・社団法人に偏っているため、当然のことながら、どの団体分類も財団、社団の法人格を多く取得していることがわかる。しかし細かく見ていくと、興味深い点を確認される。まず、ほぼ単一の法人格を取得している分類と様々な法人格を取得している分類があることがわかる。前者では、例えば労働団体は、若干の社団法人を除き、ほとんどが労働組合の法人格を取得している。後者については、経済団体が、すべての種類に分散して法人格を取得している。中には自らを経済団体であると分類し、労働組合の法人格を取得している団体も存在している。また、職業団体に注目すると、公的職業団体以上に社団法人として活動を行っている団体が多いことがわかる。国家によって強制的に設立され、加盟が義務となる公的職業団体だけでなく、それぞれの業界が独自に団体を設立し社団法人としていること、また、その割合は公的職業団体以上であることは興味深い点である。

なお、法人格の種類に関する国際比較は、それぞれの国によって法人格の種類が異なることから比較は困難と判断し、本稿では行わなかった。

2.4. 職員数

職員数は、団体の規模を把握する際の指標となるだけでなく、団体が活動範囲をどこまで広げられるかという可能性の意味でも重要な要素となる。ペッカネン（Robert Pekkanen）は、日本の町内会・自治会に関する研究の中で日本の市民社会組織の職員数に触れ、常勤職員数はその団体が「プロフェッショナル」な団体か否かを推測する指標となるとしている³¹。ペッカネンは環境保護団体のグリーンピースの例を挙げ、その活動の規模の大きさは大量に雇用されている常勤職員が可能にしており、職員がボランティアや非常勤職員だけであつたら達成できないだろうと述べている。またその観点から、日本の市民社会について、団体の数は多いものの、常勤職員数という点ではプロフェッショナルには程遠い団体が多いとしている。

トルコの団体はこの点でどのような特徴があるだろうか。[図4]は、トルコ及び

表2 団体分類と法人格の関係

%	財団 法人	社団 法人	協同 組合	労働 組合	雇用者 団体	公共職 業団体	「公益団体」のステー タスを持つ社団	法人格 なし	合計 団体数
全体	14.6 (123)	61.8 (520)	12.5 (105)	3.1 (26)	0.5 (4)	4.5 (38)	2.5 (21)	1.8 (15)	100.0 (841)
農業団体	-	100.0 (3)	-	-	-	-	-	-	100.0 (3)
経済団体	12.5 (1)	62.5 (5)	12.5 (1)	12.5 (1)	37.5 (3)	12.5 (1)	12.5 (1)	-	100.0 (8)
労働団体	-	12.0 (3)	-	80.0 (20)	-	4.0 (1)	4.0 (1)	-	100.0 (25)
教育団体	40.8 (40)	52.0 (51)	2.0 (2)	-	-	1.0 (1)	3.1 (3)	1.0 (1)	100.0 (98)
行政関係 団体	50.0 (2)	25.0 (1)	-	25.0 (1)	-	-	25.0 (1)	-	100.0 (4)
福祉団体	16.8 (38)	81.0 (183)	-	-	-	0.4 (1)	3.1 (7)	-	100.0 (226)
職業団体	4.6 (4)	52.9 (46)	3.4 (3)	2.3 (2)	1.1 (1)	32.2 (28)	3.4 (3)	1.1 (1)	100.0 (87)
政治団体	25.0 (2)	62.5 (5)	-	-	12.5 (1)	-	25.0 (2)	-	100.0 (8)
市民団体	6.7 (2)	93.3 (28)	-	-	-	-	-	-	100.0 (30)
宗教団体	3.0 (1)	84.8 (28)	3.0 (1)	-	-	-	3.0 (1)	9.1 (3)	100.0 (33)
[以下、「その他」の内訳]									
環境関連 団体	-	33.3 (1)	-	-	-	-	33.3 (1)	33.3 (1)	100.0 (3)
教育関連 団体	50.0 (3)	50.0 (3)	-	-	-	-	-	-	100.0 (6)
住宅建設 関連団体	-	-	100.0 (42)	-	-	-	-	-	100.0 (42)
人権関連 団体	16.7 (2)	75.0 (9)	8.3 (1)	-	-	-	-	-	100.0 (12)
スポーツ 関連団体	-	100.0 (11)	-	-	-	-	-	-	100.0 (11)
専門家 関連団体	20 (1)	40 (2)	-	-	-	20 (1)	20 (1)	-	100.0 (5)
相互扶 助関連団 体	14.4 (20)	81.3 (113)	0.7 (1)	-	-	0.7 (1)	0.7 (1)	0.7 (1)	100.0 (139)
同窓会 関連団体	33.3 (1)	66.7 (2)	-	-	-	-	-	-	100.0 (3)
農水林 関連団体	50.0 (1)	-	50.0 (1)	-	-	-	-	-	100.0 (2)
非営利 関連団体	33.3 (2)	66.7 (4)	-	-	-	-	16.7 (1)	-	100.0 (6)
福祉・厚生 関連団体	23.1 (3)	61.5 (8)	-	-	-	-	15.4 (2)	7.7 (1)	100.0 (13)
文化関連 団体	37.5 (12)	62.5 (20)	3.1 (1)	-	-	-	-	3.1 (1)	100.0 (32)
労働関連 団体	-	-	-	50 (3)	-	16.7 (1)	-	16.7 (1)	100.0 (6)
その他	13.8 (13)	26.6 (25)	54.3 (51)	-	-	-	2.1 (2)	3.2 (3)	100.0 (94)

* ()内は絶対数。%の合計は四捨五入のため100.0にならない場合がある。
各法人数は法人格ごとの質問に基づいたものであるため、合計団体数と一致しない場合がある。

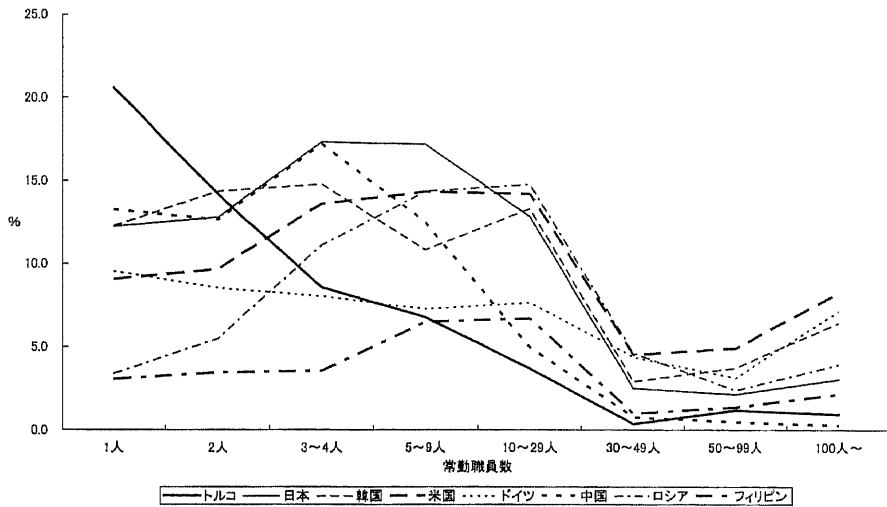


図4 常勤職員数

JIGS 調査対象 7ヶ国の常勤職員数を比較したグラフである³²。トルコの常勤職員数に特徴的なことは、常勤職員が1人という団体が多いことである。また全体的な比較という視点からみると、ドイツやフィリピンも職員数は少ないが、その他の国に比較するとトルコの常勤職員数は少ないといえる。特に30人以上の職員数を持つ団体はほとんどない。ペッカネンの述べる団体の「プロフェッショナル」性という視点から見ると、アマチュア的な団体がトルコの市民社会のほとんどを占めることがいえるだろう。

2.5. 団体の活動の地理的な範囲

最後に団体の活動の地理的な範囲を確認したい。本調査では、団体に対し、郡レベル、県レベル、複数県にまたがる広域圏レベル、トルコ全国レベル、世界レベル、の5つのレベルのうち、主にどのレベルで活動を行っているかを質問している。

結果は、県レベルで活動している団体数が1番多く(37.7%)、その次に郡レベル(31.6%)となっている。両方をあわせると69.3%となり、多くの団体が地方レベルで活動をしていることがわかる。特に調査が首都であるアンカラと、経済・産業・文化の中心で人口においても最大の都市であるイスタンブールで行われていることを考慮すると、都市における団体でも地方レベルで活動するということになる。

このようなトルコの結果は、他国と比較し、特殊なものとなるのだろうか。特に首都における団体はその活動範囲と、政治的な働きかけの対象等を考慮すると、全国レベルを活動の範囲をしているのではないかと予想されるが、興味深い結果がみられた。東京、ソウル、ワシントンD・C及びモスクワでは予想されるとおり、全国レベルが第1位となっているものの、アンカラ以外にも、ベルリン、マニラでは市町村レベル

表3 活動地域7ヶ国比較

%	市町村レベル	県レベル	広域圏レベル	全国レベル	世界レベル	N
トルコ全体	31.6	37.7	6.5	18.5	5.7	841
アンカラ	39.7	35.9	5.3	16.6	2.5	320
東京	14.3	11.0	11.1	49.7	13.8	1388
ソウル	18.2	11.5	3.6	54.2	12.6	358
ワシントンD・C	44.1	36.4	-	68.6	50.5	748
ベルリン	43.9	1.2	28.6	21.7	4.6	567
モスクワ	28.0	6.1	15.6	29.2	21.2	411
マニラ	78.0	2.6	3.8	12.6	3.0	847

* ワシントンD・Cのみ複数回答となっている。

* アンカラの「市町村レベル」は郡レベルとして質問している。

が第1位となっている。マニラについては、8割近い数の団体が市町村レベルで活動しており、県レベルと広域圏レベルを含めた範囲では8割を超える。首都であるからといって全国レベルで活動する団体が多いとは限らないということがこの結果によって明らかになると同時に、アンカラが特別な例外というわけではないということもわかる。トルコは非常に中央集権的な国家体制であるのに、首都の団体に全国レベルの活動範囲を持つ団体が少なく、米国とドイツは同じ連邦制をとっているにもかかわらず、異なる結果が出ており、行政体制、国家体制が首都の団体の活動範囲を決定する要因になっていないことがいえるだろう。団体の立地と活動範囲の関係の解明にはそれぞれの国に関する更なる分析が必要である。

3. 団体の主な活動内容・活動目的と政策関心

前節までの分析では、トルコの団体は全体としてどういった特徴を持っているのかを国際比較を交えながら明らかにした。本節より、団体の政治的な活動に分析の中心を移し、政治過程レベルでのトルコの団体の行動の特徴を明らかにしていく。まず、団体は現在どのような活動目的を持って行動しているのか、次に、国家政策の中でどのような分野に関心を持っているのかを、調査結果の中から確認する。これにより、団体が政治に対して係わっていく際、どのような志向性を持って行動するのかを知る手がかりが得られるだろう。なお、本節以降はトルコの団体の政治志向と活動を中心に論じるが、一部で国際比較を行なう。

3.1. 団体の主な活動内容・目的

本調査では、団体に対し、その主な活動目的とその内容を、選択肢を提示しながら質問している。その選択肢と結果は[表4]のとおりである。選択肢を見れば明らかのように、内容は大きく2つに分かれており、主に会員へのサービスとして何を行っているかという対内的な活動に関する質問と、会員外へのサービスとして何を行って

いるかという対外的な活動に関する質問で構成される。この質問により、トルコの団体の活動志向性が対内・対外のどちらにあるのかが明らかになると考えられる。

結果を見ると、「会員への情報提供」、「経済的利益の追求」、「生活や権利の防衛のための活動」といった、会員へのサービスを主な活動内容としている団体が多いことがわかる。特に7割の団体が会員への情報提供を選択していることを考えると、トルコの団体の多くが、会員の存在を前提とした活動を行っているということが言えるだろう。

また、対外的な活動を全くしていないわけではなく、特に「一般的なサービスの提供」については、43.5%の団体が行っていると回答しており、会員に対するサービスと並んで、広く一般にもサービスを行う団体が多いことがわかる。「公共利益実現のための啓蒙活動」も20.1%の団体が行っており、団体の活動が必ずしも対内的なものに限られないということが理解される。質問は複数回答可で行っているため、同じ団体が対内的にも対外的にも活動するということも考えられる。

比較的割合が少ないものに、「情報を収集し会員外の機関・団体に提供する」(17.2%)と、「活動に関する情報をほかの機関・団体に提供する」(13.3%)があり、この結果を見ると、他の機関・団体との情報交換があまり行われておらず、協力関係があまりないことが窺える。ほとんど行われていないものに「会員に国や自治体からの補助金や奨励金を斡旋する」(5.8%)と、「ほかの団体や個人に資金を助成する」(2.3%)があり、補助金や奨励金の斡旋の少なさからは、団体の政治に対する積極的な働きかけのなさや、影響力のなさが推測される。

3.2. 政策関心分野

団体がどのような国家政策に関心を持っているかは、団体の政治への働きかけを考

表4 団体の主な活動・目的

	%
会員への情報提供	70.0
会員のための経済的利益の追求	45.4
会員のための生活や権利の防衛のための活動	50.3
会員の教育	41.0
会員に国や自治体からの補助金や奨励金を斡旋する	5.8
会員に行政上の便宜をはかる	25.7
情報を収集し会員外の機関・団体に提供する	17.2
活動に関する情報をほかの機関・団体に提供する	13.3
公共利益実現のための啓蒙活動	20.1
ほかの団体や個人に資金を助成する	2.3
一般向けのサービスの提供	43.5
その他	14.1
N	841

*複数回答が行われているので合計は100%にならない。

える上で重要な基礎情報となる。そもそも国家政策に何ら関心を持っていないければ、政治への働きかけを行う必要もない。しかし、団体・組織はそれぞれの利益・目的を実現させるために設立されるのであり、何らかの政策関心を持っていると考えるのが普通であろう。

本調査では、その他を含む22の選択肢を設けて、団体に対して関心のある政策分野を質問した。選択肢として提示した分野と結果は〔表5〕に記載した³³。

調査結果から、トルコの団体の政策関心は、特定の分野に偏っていることが窺える。地域開発政策（30.8%）と教育・スポーツ政策（28.4%）には多くの団体に関心を持っているのに対し、財政（4.4%）や金融（7.0%）、通商（4.2%）、産業（2.6%）といった国家の経済や社会産業の発展に係わる政策にはほとんどの団体に関心を示していない。比較的関心が示されている分野としては他に、自然環境保護政策（13.4%）や地方行政政策（11.2%）、厚生・福祉政策（14.7%）があげられる。

上記の結果は何を示唆するものだろうか。ひとつの理由として団体分類との関係が考えられる。すでに本稿2.2.団体分類において、本調査対象団体の中では、福祉団体、相互扶助団体、教育団体の割合が多いことを確認した。福祉団体の政策関心は福祉政策に、教育団体の政策関心は教育・スポーツ政策になることは容易に想像される。また、相互扶助団体の多くは同郷者によるコミュニティー団体であり、現在居住する地域での生活の快適さを求めるということと同時に、出身地の発展・開発を望むとされる³⁴。特定の政策分野への関心は、それぞれの政策に関心を持つ団体の数に起因するのではないか。もうひとつの理由としては、トルコの団体が身近な、直接的な政策に関心を持ち、間接的な政策に関心を示さないということが考えられる。地域開発や教育、福祉は生活に密着した問題であり、直接的に影響を受ける分野であるが、財政や金融は間接的な政策であり、生活への直接的な影響は少ない。トルコの団体は短絡的、

表5 政策関心分野

	%		%
財政政策	4.4	司法・人権政策	9.0
金融政策	7.0	地方行政政策	11.2
通商政策	4.2	労働政策	5.4
産業政策	2.6	農業・林業・酪農・水産政策	4.4
土木・公共事業政策	9.6	消費者政策	2.1
運輸・交通政策	2.3	近隣環境政策	10.8
通信政策	0.8	厚生・福祉政策	14.7
科学技術政策	1.7	国際協力・援助政策	3.4
地域開発政策	30.8	教育・スポーツ政策	28.4
外交政策	3.3	その他	30.1
安全保障政策	1.4	N	841
自然環境保護政策	13.4		

* 複数回答が行われているので合計は100%にならない。

直接的な利益に関心を寄せるといことが想像できる。

4. 政治過程レベルにおけるトルコの団体の行動

それではトルコの団体は、どのような形で政治とのつながりを持っているのだろうか。前述 2.3.において、トルコではほとんどの団体が法人格を取得して活動を行っていることを確認した。法人格を取得すると、それぞれの関係官庁に登録されるため、行政との関係が生じることとなるが、それはどのような関係なのか。また、行政との関係の他にも、団体が政治と係わる場面として政党との関係が考えられる。団体がその設立目的となる主張や利益を守ろうとするとき、それに近い主義・主張をもつ政党と協力関係を築き積極的に支持することが予想される。政党にとっても集票という点から団体は重要な道具となるだろう。行政及び政党との関係がどのようなものになっているのかを確認すると同時に、その他のルートによって団体が活動を行っていないかを検討する。

4.1. 行政機関との関係

団体の行政機関との関係について、JIGS 調査では、7つの選択肢を提示することによって質問を行っている。その内容と結果は [表 6] のとおりである。選択肢はその内容によって大きく 2つに分けることができ、ひとつは国家による団体の管理に関するもので、もうひとつは団体が国家に対して何らかの「貢献」をしているかどうかを問うものである。両方の分野について多くの団体が肯定的な回答をすれば、行政と団体の間に相互関係があるといことがいえるだろう。

結果をみると、許認可を受ける (64.7%)、法的規制を受ける (47.3%)、行政指導を受ける (61.1%) の 3つの選択肢について高い割合で国の行政機関との関係があると答えている。他方、政府の政策の支持 (5.7%) や意見交換 (9.2%)、審議会や諮問機関へ委員を送る (8.2%) についてはあまり行われておらず、国家からの管理と

表 6 国の行政機関との関係

	%
許認可を受ける	64.7
何らかの法的規制を受ける	47.3
何らかの行政指導を受ける	61.1
政府の政策を支持する	5.7
政府と政策に関する意見交換をする	9.2
審議会や諮問機関に委員を送る	8.2
行政機関の方の退職後のポスト提供	1.5
N	841

* 複数回答が行われているので合計は 100% にならない。

いう意味での関係を持っている団体が多いことが明確である。退職後のポスト提供(1.5%)はいわゆる「天下り」があるか否かを質問しているわけだが、トルコにおいて天下りはほとんど行われていないようである。但し、ここで注意しなければならないのは、こういった活動がトルコにおいて全く存在しないというわけではなく、少しではあるが存在するというを意味しているとも解釈できるということである。「行政機関の方の退職後のポスト提供」は、ただ単に再就職の斡旋ということではなく、そこに団体と行政機関に親密な関係があることを示すものとなる。団体の政治活動という側面から、具体的にどのような関係が団体と行政機関の間に存在するのかを知る上で手掛かりになると考えられる。若干ではあるが、天下りの存在が確認できたため、どういった形で行われているのか、今後更に研究を進める必要があるだろう。

トルコにおける国家と団体の関係については、コーポラティズム的関係があるのか、多元主義的関係があるのか、またコーポラティズムなのであればそれはシュミッター(Philippe C. Schmitter)が区別する2種類のコーポラティズム(国家コーポラティズムと社会コーポラティズム)³⁵のどちらに当たるのか、といった議論がこれまでの研究の中で行われてきたが³⁶、トルコ JIGS 調査によって、国家による団体への管理と、団体側からの意見表出の機会の乏しさが明確となった。

4.2. 政党との関係

JIGS 調査では、主要な政党に対する支持があるか否かを、5点尺度を用いて質問している([表7]は5点尺度を2点(ある、ない)に変換したもの)。結果をみると、どの政党に関する設問においても無回答が50%を超えていることがわかる。また、「全くない」という回答も30%以上であり、2つをあわせると80~90%の団体が特定の政党との関係を否定もしくは明らかにしないという態度をとっている。

トルコにおける政党と団体の関係は、これまで繋がりがあるといわれることはあっても、実証レベルで団体関係者等当事者からの確認を取ることは難しいとされてきた³⁷。これは、トルコでは団体の政治活動は厳しく制限されており、それ自体が罰則の根拠となってきたからである。労働組合は労働組合法第37条において、設立目的以外の活動の禁止と、政党名、政党の標章等の使用が禁止されている。また社団法第30条においても、設立目的以外の活動を禁止する旨述べている。このため、団体は仮に政党との協力関係や支持関係があったとしても、それを認めたがらない。以上のような背景から、トルコ JIGS 調査においても、無回答や関係の完全否定といった回答が多くなったと考えられる。

ただ、わずかではあるが政党への支持が「ある」と回答している団体もあるので、その傾向をしてみると、与党である公正発展党(AKP)への支持が11.4%と一番高くなっており、次いで野党第1党の共和人民党(CHP)の9.0%となっている。また、

表7 政党に対する支持

%	ない	ある	無回答	N	議席数
公正発展党 (AKP)	37.8	11.4	50.8	841	366
共和人民党 (CHP)	39.5	9.0	51.5	841	177
民主左派党 (DSP)	43.0	3.3	53.6	841	0
正道党 (DYP)	42.6	3.3	54.1	841	2
至福党 (SP)	42.0	3.6	54.5	841	0
民族主義者行動党 (MHP)	41.0	4.3	54.7	841	0
民主人民党 (DEHAP)	42.3	2.6	55.1	841	0
その他	27.1	3.2	69.7	841	5

* 「ない」は5点尺度のうち、「全くない」と「あまりない」を合計したもので、「ある」は「ある程度」、「かなり強い」、「非常に強い」を合計したもの。

* 議席数は調査実施時のトルコ大国民議会の議席数。「その他」の5議席は無所属議員数。

国会に議席を持たない政党への支持も極めて少数ではあるが、2～4%ほどある。調査実施期のトルコ国会は、実質上 AKP と CHP の二大政党制となっており、国会に議席を持つ政党へ支持が集まっているのと同時に、それ以外の政党への支持も若干見られるという結果となった。本質問は複数回答可となっているため、同じ団体がすべての政党への支持を表明したという可能性もあり、今後更なる分析が必要である。

4.3. 行政・政党への直接的な働きかけ以外の方法

最後に、行政と政党以外のルートを使った団体の政治的な活動について考察を述べておきたい。[表8]は、立法府、行政府、司法府を選択肢とし、団体の主張をとおす、もしくは権利、意見、利益を守るために、それぞれの機関は働きかける相手として有効的であると判断するかを質問したものの結果である。これをみると、最も有効性を評価されている機関が司法府・裁判所(57.4%)となっている。6割近い団体が司法府を信頼しているという結果は非常に興味深い。主張の表明や利益の追求という観点からこの結果を考えると、効果があると考えられる機関にアクセスするのは自然なことなので、トルコの団体は一般的に政治への働きかけのルートとして考えられる「行政」や、国会議員と政党がホームグラウンドとする「議会」ではなく、「裁判所」に訴えるということになる。

この結果を他国と比較してみるとその特殊性が更に理解されるだろう。トルコ以外の国での調査では、立法府または政党、行政府、司法府を選択肢とし、有効性に1位から3位の順位をつけてもらっており、[表8]の結果はそれぞれの機関を1位とした団体の割合になっている。トルコの調査では有効的であると判断される機関が複数回答可で選択されているので、単純に比較はできないが、他国において裁判所が有効的な機関として考えられていないことは明らかだといえる。

実際にトルコにおいて団体が訴訟という手段によって主張を表明するという事はしばしばみられる。例えば教員等教育に携わる公務員による労働組合である「教育学

表7 働きかけの対象としての有効性

%	立法府・議会	行政府	司法府・裁判所
トルコ	11.9	30.1	57.4
日本	14.8	36.1	6.3
韓国	14.8	58.6	3.7
米国	40.1	16.5	4.9
ドイツ	9.0	15.4	8
中国	13.5	45.2	6.2
ロシア	9.4	9.7	10.1
フィリピン	14.9	38.6	6.5

*トルコのみ各機関の有効性がある・なしで質問しており、複数回答となっている。

*トルコ以外の各国の値は1位に選択されたものの割合。

*中国の立法府は「人民代表大会」を指す。

問従事者労働組合（Eğitim ve Bilim Emekçileri Sendikası : Eğitim Sen）」³⁸は、その規約第2条「労働組合の目的」(b)において、「個人が母語によって教育を受け、文化を育成することを支持する」という文言を使用していたため、アンカラ検察庁によって労働裁判所に提訴された³⁹。「母語による教育」はトルコにおいてクルド系国民がクルド語での教育を受けることとして解釈されるため、これが公務員労働組合法第37条に違反すると検察が判断し、解散命令が求められたのである。この場合、労働組合は提訴されたわけであるが、裁判の過程で規約における「母語教育の支持」を主張し、裁判所の判決によってその主張が守られるよう期待した。トルコにおける司法府の独立性については議論の余地があるものの、三権分立という制度の下一応の独立を保っており、団体にとって立法府、行政府に比べて信頼できる機関であるという認識があると思われる。6割近い団体による司法府の影響力の評価は、トルコにおいて行政、政党とは全く違う裁判所という手段が主張の表明及び実現のルートとして確立していることを示すもので、いわばこの「第3のルート」の機能を今後更に詳細に確認する必要がある⁴⁰。

5. 結論

本稿では、2004年に実施されたトルコ JIGS 調査の結果に基づいて、トルコの市民社会組織がどのような形態で存在するのか、また、政治に対してどのような意識を持ち、実際にどういった関係を持っているのかを国際比較を交えながら論じた。存立形態における特徴としては、近年設立された非常に若い団体が多く、リソース的には人員規模が小さいことが確認された。団体の種類としては、福祉団体や相互扶助団体が多く、リソースの面からの結果とあわせて考察すると、地域密着型の小規模な団体が多いということが特徴となる。これは、県や郡レベルを活動範囲とする団体が多いと

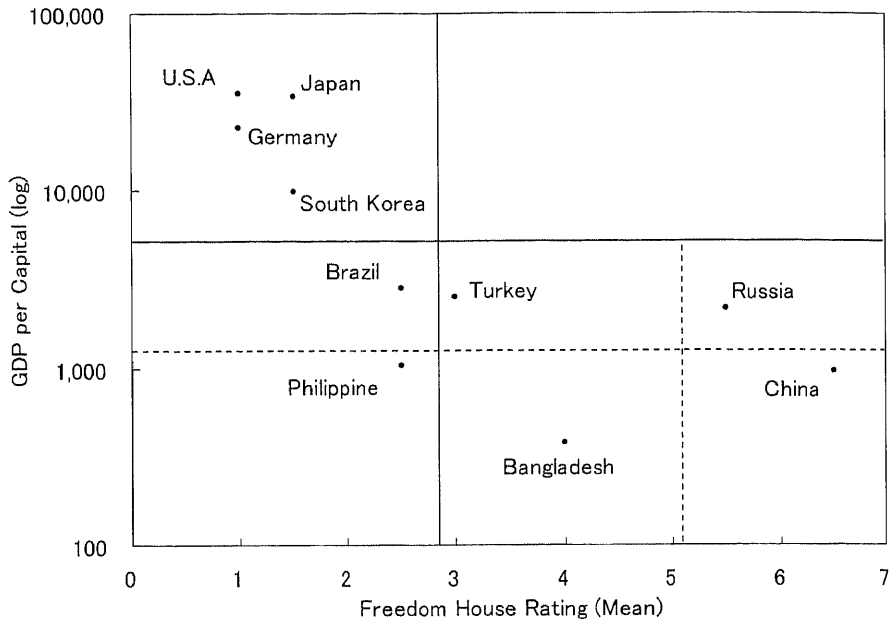
いうこととも符合する結果である。

政治との関係においては、政策関心として地域開発や教育・スポーツ、厚生・福祉といった、直接的で身近な政策に関心を寄せる一方、財政や金融といった大きな枠組みでの国家政策に関心を持つ団体がほとんどいないという結果となった。また、行政からの管理という意味での関係性が色濃く出ており、団体側から行政へ助言や支持といった形での貢献はあまりない。

政党との関係においては無回答や関係性の否定が多いという結果となった。ただし、調査結果が否定的であることを理由に団体と政党の関係が全くないという結論は導き出せない。また、団体による政治活動が禁止されているにもかかわらず支持政党を回答した団体も存在した。実際の団体・政党関係を知るには、サーベイ調査以外の方法によって補足する必要がある。また、行政や政党との関係のみが団体の主張・利益を促進させる手段ではなく、そこには裁判所というルートがあることも確認された。以上のような分析結果は、トルコにおける市民社会論や団体政治論において全く新しい視点を提示するものである。

今後の課題としては、本稿において述べたトルコの団体の特徴を更に詳細に分析していくことが必要である。本稿では全体的な特徴を捉えることを目標とし、その結果からトルコの市民社会は、他の非先進国同様近年団体が多く設立されるようになってはいるものの、政治的な観点からは政策決定過程に影響を与えるほどの力を持っていないし、そのような可能性を持つとは考えにくいということが理解された⁴¹。この結果から、ペッカネンが日本の町内会・自治会の研究の中で述べた、「影響力はないが動員という点での社会資本 (Social Capital) はある (Members without Advocates: 主張なき動員)」ということがトルコにおいても当てはまると考えてよいのだろうか⁴²。新たな疑問は、更なるトルコ JIGS 調査の分析に加え、アグリゲート・データ等も視野に入れて考慮し、解かれるべき問題である。以上の論点は本稿では論じることができなかったが、トルコの団体を知る上で重要かつ必要な論点であるので、今後更に分析を進めていきたい。

【Appendix 1】



【Appendix 2】

[イスタンブール]

郡名	社団	財団	労働組合	公共職業 団体	協同組合	合計	割合 (%)	トルコ JIGS 調査結果	割合 (%)
アダラル	6	6	0	0	1	13	0.2	0	0.0
バクルキョイ	190	68	18	9	53	338	4.4	27	5.3
バイラムパシャ	94	14	2	0	43	153	2.0	2	0.4
ベシクタシュ	358	173	52	0	33	616	8.1	37	7.3
ベイコズ	47	62	3	0	1	113	1.5	2	0.4
ベイオール	504	280	41	0	39	864	11.4	97	19.1
エミノニュ	249	225	65	0	42	581	7.6	3	0.6
エユップ	100	31	2	0	8	141	1.9	0	0.0
ファーティフ	361	255	49	0	27	692	9.1	42	8.3
ガジオスマンパシャ	191	22	3	0	33	249	3.3	12	2.4
カドウキョイ	184	254	43	0	21	502	6.6	9	1.8
キャーウトハネ	124	10	8	1	8	151	2.0	7	1.4
カルタル	38	18	22	0	17	95	1.2	11	2.2
キュチュクチェクメジェ	158	25	2	0	109	294	3.9	17	3.3
ペンディク	49	9	9	0	9	76	1.0	2	0.4
サルヴェル	114	58	0	0	61	233	3.1	4	0.8
シシリ	480	386	66	1	57	990	13.0	62	12.2
ウムラニエ	64	45	0	0	16	125	1.6	22	4.3
ウスキュダル	77	271	25	0	2	375	4.9	40	7.9
ゼイティンプルス	95	54	10	0	9	168	2.2	24	4.7
ブユックチェクメジェ	71	25	1	1	168	266	3.5	15	2.9
チャタルジャ	20	9	0	0	34	63	0.8	0	0.0
シリヴリ	46	3	0	0	70	119	1.6	0	0.0
シレ	0	8	0	0	1	9	0.1	1	0.2
トゥズラ	12	2	1	0	7	22	0.3	1	0.2

マルテベ	25	7	1	0	12	45	0.6	0	0.0
スルタンベイリ	15	0	0	0	1	16	0.2	7	1.4
アヴジュラル	28	5	3	0	7	43	0.6	6	1.2
ギュンギョレン	33	6	2	1	7	49	0.6	2	0.4
パフチュリエヴレル	32	3	1	0	3	39	0.5	8	1.6
バージュラル	73	7	1	0	4	85	1.1	2	0.4
エセンレル	79	4	0	0	4	87	1.1	2	0.4
合計	3917	2345	430	13	907	7612	100.0	464*	91.2**

* イスタンブール調査団体数 507- 所属地域不明団体 43=464。

** トルコ JIGS 調査（イスタンブール）では、所属地域不明団体が 43 団体あるため、合計は 100.0 にならない。

[アンカラ]

郡名	社団	財団	労働組合	公共職業 団体	協同組合	合計	割合 (%)	トルコ JIGS 調査結果	割合 (%)
アルトゥンダー	391	163	22	18	80	674	14.9	26	7.8
チャンカヤ	962	610	334	123	336	2365	52.4	113	33.8
エティメスグト	24	2	2	1	49	78	1.7	0	0.0
ケチオレン	153	23	4	1	22	203	4.5	0	0.0
ママック	138	18	0	0	20	176	3.9	12	3.6
シンジャン	53	9	4	5	59	130	2.9	87	26.0
イェニマハレ	146	39	10	11	189	395	8.8	12	3.6
アクユルト	9	4	1	0	3	17	0.4	0	0.0
アヤシュ	11	4	0	8	10	33	0.7	0	0.0
バラ	6	0	0	1	6	13	0.3	0	0.0
ベイバザル	18	2	1	3	15	39	0.9	0	0.0
チャムルデレ	6	3	0	0	6	15	0.3	0	0.0
チュブック	31	5	5	1	9	51	1.1	0	0.0
エルマダー	15	2	1	1	14	33	0.7	0	0.0
エヴレン	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
ギョルバシユ	20	12	0	3	23	58	1.3	1	0.3
ギュドゥル	4	0	0	1	3	8	0.2	0	0.0
ハイマナ	4	2	1	0	18	25	0.6	0	0.0
カレジク	8	0	0	1	1	10	0.2	0	0.0
カザン	11	6	0	3	8	28	0.6	0	0.0
クズルジャハمام	18	5	4	2	17	46	1.0	0	0.0
ナルハン	13	5	3	0	10	31	0.7	0	0.0
ポラトル	21	2	4	15	15	57	1.3	1	0.3
シエレフリコチュヒサル	11	1	0	5	10	27	0.6	0	0.0
合計	2073	917	396	203	923	4512	100.0	252*	75.4**

* アンカラ調査団体数 334- 所属地域不明団体 82=252。

** トルコ JIGS 調査（アンカラ）では、所属地域不明団体が 84 団体あるため、合計は 100.0 にならない。

注

¹ 2002 年以降の調査対象国は以下のとおり。トルコ（2004 年）、ロシア（2003 年～2004 年）、フィリピン（2004 年～2005 年）、ブラジル（2005 年～2006 年）、バングラデシュ（2006 年～2007 年）。なお、2006 年～2010 年には日本・韓国・米国・ドイツ・中国での第 2 次調査が計画され、実行に移されている。

² Adam B. Seligman, "Civil Society as Idea and Ideal," in Simone Chambers and Will Kymlicka eds., *Alternative Conceptions of Civil Society*, Princeton: Princeton University Press, 2002, p. 13.

³ アラガッパ (Muthian Alagappa) は、アジア 12 ヶ国の市民社会を比較した上で、権威主義

体制や全体主義体制からの民主化に、必ずしも市民社会組織は貢献しない場合があり、事例によっては権威主義的政権を支持することもある、といった慎重な意見を述べている。Muthian Alagappa, "Civil Society and Democratic Change: Indeterminate Connection, Transforming Relations," in Muthian Alagappa, ed., *Civil Society and Political Change in Asia*, Stanford: Stanford University Press, 2004.

⁴ ムスリム人口の多い国の中には、イスラームを国教とし、集団礼拝が行われる金曜日を休日にするところも存在するが、トルコは憲法において世俗主義を規定し、国家原則としているため、「イスラームを国教とする」という観点からのイスラーム国家ではない。ただし、サウジアラビアのジッダを本部とするイスラーム諸国会議機構（OIC）には設立当初から加盟しており、現在のイフサンオール（Ekmeleddin İhsanoğlu）OIC事務局長はトルコ人である。

⁵ 中東イスラーム諸国の市民社会についての研究は、Augustus Richard Norton ed., *Civil Society in the Middle East Vol. 1 & Vol. 2*, Leiden: E. J. Brill, 1995. Elisabeth Özdalga and Sune Persson eds., *Civil Society Democracy and the Muslim World*, Istanbul: Swedish Research Institute, 1997. Tareq Y. Ismael, *Middle East Politics Today: Government and Civil Society*, Florida: University Press of Florida, 2001. Aryn B. Sajoo ed., *Civil Society in the Muslim World: Contemporary Perspective*, London: I. B. Tauris, 2002. 等がある。また、思想・宗教的な側面からイスラーム世界における市民社会の成立に関して論じたもの（Ernest Gellner, *Conditions of Liberty*, London: Hamish Hamilton, 1994.）や、イスラームの中に従来から備わっている概念や組織・機関にも西欧で定義付けられた市民社会を構成する要素が存在することを論じたもの（Hasan Hanafi, "Alternative Conceptions of Civil Society: A Reflective Islamic Approach," in Simone Chambers and Will Kymlicka eds., 2002.）等もある。

⁶ Lester M. Salamon, S. Wojciech Sokolowski and Regina List, *Global Civil Society: An Overview*, Baltimore: Johns Hopkins Center for Civil Society Studies, 2003. (The Johns Hopkins University Institute for Policy Studies Center for Civil Society Studies のインターネットサイト (<http://www.jhu.edu/~ccss/pubs/pdf/globalciv.pdf>) にて入手可能。)

⁷ トルコに関しては、トルコ経済社会歴史財団（Türkiye Ekonomik ve Toplumsal Tarih Vakfı）が1996年及び1997年に実施した調査があるが、これは団体の社会レベルでの実態（設立目的と活動内容、リソース、団体執行部の特徴等）を、アンケートを用いて実施したもので、団体の政治活動に関する質問は行われていない（Aydın Gönel, *Önde Gelen STK'lar* (『活動的市民社会組織』), İstanbul: Türkiye Ekonomik ve Toplumsal Tarih Vakfı, 1998.）。団体の政治活動について調査したものには、ガジアンテプ特別市において調査を実施したブルトとキョセジクの成果がある（Yakup Bulut and Muhammet Kösecik, "NGOs and Municipalities: A Study of the Gaziantep Metropolitan Municipality," *Turkish Studies*, Vol. 3, No. 2, 2002.）。トルコにおける団体政治の実態調査という点では貴重な研究成果であるものの、その射程は地方商業都市での団体と自治体の関係に限られる。

⁸ オズブドゥン（Ergun Özbudun）は、特にイスラーム主義団体とクルド独立主義団体について、ダイヤモンド（Larry Diamond）の市民社会組織の定義を引用し、「ダイヤモンドが正しく言及しているように、国家そのもの、あるいは競争相手を破壊しようとしたり、法律に従わなかったり、民主国家の権威を踏みにじるような団体は、市民社会の構成員とは考えられない。そしてクルド労働党（PKK：クルドの独立を目指し、欧州諸国等からテロ組織指定を受けている）とそれに繋がりを持つ団体や、福祉党（イスラーム主義政党）関係団体はまさにそういった組織である（Ergun Özbudun, *Contemporary Turkish Politics: Challenges to Democratic Consolidation*, Boulder: Lynne Rienner Publishers, 2000, p. 141.）」と述べている。しかし、オズブドゥンの言う「PKKに繋がりを持つ団体」や「福祉党関係団体」の定義は非常に曖昧である。特にPKKは国内外においてテロ組織と認識されているため、関連組織はたとえ繋がりがあっても否定するだろうし、その繋がりを隠そうとするだろう。また、治安当局側はそれを見越して、十分な証拠がなくとも、イスラーム主義団体、クルド団体全体を厳しく監視していた。

そういった社会状況にある場合、たとえイスラーム主義やクルド独立主義を掲げていなくとも、一般的な団体活動の自由さといった点で窮屈であろうことは想像に難くない。

⁹ コペンハーゲン政治クライテリアとは、新規加盟候補国に課される政治分野の加盟条件であり、民主主義、法治国家、人権擁護、マイノリティー擁護の遵守を意味する。欧州委員会は、加盟候補国がこのクライテリアを遵守しているか、また、法制度の改正を含め未だ達成が十分でない分野に対しては改善の努力を行っているかを、毎年1度、進捗状況報告書(Progress Report)にまとめる。この報告書は、EU加盟の可否判断に大きな影響を与えるため、加盟候補国は否定的な記載がなされないよう、細心の注意を払うこととなる(Gamze Avci, "Turkey's Slow EU Candidacy: Insurmountable Hurdles to Membership or Simple Euro-skepticism?" in Ali Çarkoğlu and Burry Rubin eds., *Turkey and the European Union: Domestic Politics, Economic Integration and International Dynamics*, London: Frank Cass, 2003.)。

¹⁰ ノートンは、自由民主主義の成熟度といった観点から中東諸国を見た場合、イスラエル及び、完全ではないもののトルコにおいてのみ定期的で意味のある選挙の実施や言論の自由が認められていると言及している(Augustus Richard Norton, "Introduction," in Norton ed., *op. cit.*, p. 4.)。

¹¹ 調査準備期間中は中東工科大学(Orta Doğu Teknik Üniversitesi, Ankara)歴史学部準教授、調査実施期間中はイスタンブール・ビルギ大学(İstanbul Bilgi Üniversitesi, İstanbul)歴史学部準教授、現在ウフク大学(Ufuk Üniversitesi, Ankara)経済行政学部政治国際関係学科準教授・学科長。

¹² 例えば、関心のある政策・活動分野に関する質問では、選択肢の中に12. 自然環境保護政策(Çevre Koruma Politikası)と、18. 近隣環境政策(Çevre Politikası)というものがある。日本語版質問票では、12. の選択肢は治安政策となっていたが、トルコにおいて国家による治安政策という概念がそもそも理解されにくいこと、他方環境については自然環境と近隣の環境整備の2つの概念が存在するだろうということから、12. 及び18. の環境に関する2つの選択肢を設けることとなった。

¹³ JIGS 調査対象国の調査方法については、Yutaka Tsujinaka, Jae-Young Choe, Takafumi Ohtomo and Hiroki Miwa, "Which Civil Society Organizations in Which Countries are Enjoying Policy - Making Processes and Why: Comparing 7 Countries (Japan, South Korea, Germany, China, Turkey, Russia, and the Philippines) in JIGS Survey." Paper Presented for Presentation at the 20th International Political Science Association World Congress, Fukuoka, Japan, July 9 - 13, 2006, p. 6. を参照。

¹⁴ トルコにおける団体調査はほとんど行われていないのが実情であるが、その中でトルコ経済社会歴史財団(Türkiye Ekonomik ve Toplumsal Tarih Vakfı)がトルコ全国レベルの市民社会組織調査を行っており、その結果を『市民社会組織ガイド』として出版している。この調査の概要を見ると、トルコ全土の団体に対しアンケート票を郵送し、2回まで督促を行った結果、最終的に16.6%の回収率を得た。この低い回収率は、団体が回答を拒否したというだけでなく、郵便制度自体の信頼性が欠ける点に原因があるとされる(Sivil Toplum Kuruluşları Bilgi Merkezi(市民社会組織情報センター), *Sivil Toplum Kuruluşları Rehberi*(『市民社会組織ガイド』), İstanbul: Türkiye Ekonomik ve Toplumsal Tarih Vakfı, 1996, p. 10.)。

¹⁵ カンス準教授の学生等(主にアンカラ大学大学院修士課程の学生とイスタンブール・ビルギ大学の学生)に1件当たり5,000,000トルコ・リラ(400円相当)で調査を委託した。

¹⁶ トルコの地方自治制度では、県知事及び郡長は内務省の官僚が中央から任命されることによって就任する。自治制度は人口5000人以上に設置が可能となる市(市法(2005年7月13日施行、法律番号第5393号)第4条)を中心に整備されており(地方自治制度についてはMetin Günday, *İdare Hukuku Güncelleşmiş* 8. Baskı(『行政法』改定第8版), Ankara: İmaj Yayınevi,

2003. pp. 419 - 464 参照。ただし、2004 年から 2005 年にかけて地方制度改革が実施され、その中で市法の全面改正が行われたため、細部において記述との違いが生じている)、市長は 5 年に 1 度の選挙によって選出される。シンジャン郡の中心市であるシンジャン市の市長は、1994 年の市長選挙以降、福祉党 (RP)、美徳党 (FP)、公正発展党 (AKP) と、イスラム主義的政党から選出されている。また、1997 年 1 月 31 日、福祉党所属のシンジャン市長が「エルサレムの夜」と呼ばれる催しにおいて、パレスチナのハマスを支援する意思表示をし、国家原則である世俗主義に反する発言を行ったことを契機に、シンジャン市に国軍が戦車を配置するという事件が起こっている。こういった背景からシンジャン郡はイスラム主義的であると認識されている。

¹⁷ Gülgün Erdoğan Tosun, *Demokratikleşme Perspektifinden Devlet - Sivil Toplum İlişkisi: Türkiye Örneği* (『民主化の視点からの国家と市民社会の関係：トルコの例』), İstanbul: Alfa Basın Yayın Dağıtım, 2001, p. 272.

¹⁸ Ahmet Yücekök, “Türkiye’de Sivil Toplum Örgütleri Gelişiminin Toplumsal Aşamaları ve Süreci (「トルコにおける市民社会組織の社会レベルでの発展と過程」),” in Ahmet Yücekök, İlder Turan and Mehmet Ö. Alkan, *Tanzimattan Günümüze İstanbul’da Sivil Toplum Kuruluşları* (『タンジマートから今日までのイスタンブールにおける市民社会組織』), İstanbul: Türkiye Ekonomik ve Toplumsal Tarih Vakfı, 1998, p. 34.

¹⁹ Ersin Karaycıoğlu, “State and Civil Society in Turkey: Democracy, Development and Protest,” in Aymen B. Sajoo ed., *Civil Society in the Muslim World: Contemporary Perspectives*, London : I. B. Tauris, 2004, p. 254.

²⁰ 調査国ごとに団体数が異なるため、グラフの Y 軸は 1 年ごとに集計した団体数を全団体数で除した割合である。

²¹ 韓国は 2004 年時点で一人あたり GDP が 1 万ドルを超えているため、先進国グラフに加えたが、グラフの波形をみると、1980 年代前半から波が大きくなっており、非先進国型の波形にもみえる。韓国の設立年の分析については、辻中豊・崔宰榮「団体形成と政治体制の変化：国家コーポラティズムから労働政治を経て「普通」の多元主義へ」辻中豊・廉載鎬編『現代韓国の市民社会・利益団体：日韓比較による体制移行の研究』木鐸社、2004 年が詳しく分析を行っているので、参照されたい。

²² トルコ JIGS 調査は、比較可能性を重視した質問票を使用しているため、日本調査で用いられた分類方法がそのまま使用された。ただし、日本調査では選択肢の中に含まれなかった「宗教団体」が選択肢の中に含まれている。これは、イスラーム国であるトルコには、モスク建設や、コーラン教室を開設する目的の財団や社団が存在しているだろうという想定のもと設定された。また、日本では「専門家団体」としたものを、トルコ調査では「職業団体」としているが、選択肢としてわかりやすくするためである。

²³ 「政策受益団体」については、村松岐夫、伊藤光利、辻中豊『戦後日本の圧力団体』東洋経済新報社、1986 年、21 頁及び辻中豊『利益集団』東京大学出版会、1988 年、41 頁参照。

²⁴ 調査が行われたアンカラ及びイスタンブールには地方から国内移民が多く集まる。国内移民による人口増加を 2000 年の統計で見ると、アンカラは 25.59%、イスタンブールは 46.09% となっている (首相府トルコ統計庁のデータによる (<http://www.tuik.gov.tr/>))。アンカラやイスタンブールといった都市に移住した地方出身者は、同じ地方出身者同士が新しい土地での情報を交換したり、仕事や住居を探すのを助けあったり、またはただ単に暇を潰すために、「○○村出身者連帯支援協会」といった名称の団体を設立する (Jenny B. White, *Islamist Mobilization in Turkey: A Study in Vernacular Politics*, Seattle : University of Washington Press, 2002, P. 64.)。本調査で相互扶助団体と分類されるものの大部分はまさにそういったコミュニティ団体であり、連帯支援協会のことをさす。

²⁵ トルコの住宅建設事情、特に住宅建設協同組合については、Ruşen Keleş, *Kentleşme*

Politikası 7. Baskı (『都市化政策』第7版), Ankara: İmge Kitabevi, 2002. Pp. 451 - 464.

²⁶ 例えば、トルコの場合、活発に活動を行っている女性団体のひとつであるウチャン・シュピュルゲ (Uçan Süpürge : 「空飛ぶほうき」) は、団体が設立された1996年当時、社団の法人格を取得すると、その監督機関である内務省治安総局 (日本の警察庁に相当) の監査を受けなければならなかったため、それを避ける目的で、あえて企業としての法人格を取得したという (平井によるギュネル (Halime Güner) ウチャン・シュピュルゲ総合コーディネーターとのインタビュー (2006年2月17日))。

²⁷ 辻中他「団体のプロフィール」辻中編前掲書、89頁。

²⁸ 辻中豊編『団体の基礎構造に関する調査 (韓国)K-JIGS コードブック』(有)エル・デー・ビー、1999年。

²⁹ 辻中豊編『団体の基礎構造に関する調査 (アメリカ)US-JIGS コードブック』筑波大学、2001及び辻中豊編『団体の基礎構造に関する調査 (ドイツ)G-JIGS コードブック』筑波大学、2001。

³⁰ ちなみに、トルコ経済社会歴史財団 (Türkiye Ekonomik ve Toplumsal Tarih Vakfı) が1997年に実施した調査では、活発に活動を行っている団体のうち、社団は53.6%、財団は27.8%、協同組合は4.9%であったという。歴史財団が定義する「活発に活動を行っている団体」とは、アンケート及び聞き取り調査の結果、調査対象団体をその活動レベルに基づいて分類し、その中で「活動を活発に行っている」と判断された団体である。トルコJIGS調査で調査対象団体となったものは、調査員が調査地区に赴いた際事務所を開けていた団体であり、歴史財団が活発に活動を行っている団体と定義したものに共通すると考えられる (Gönel, *op. cit.*, p. 25)。

³¹ Robert Pekkanen, *Japan's Civil Society: Members without Advocates*, Stanford: Stanford University Press, 2006, p. 33.

³² [図4]の各国の値は、全調査団体中の割合。「0人」は無回答と区別が困難なため、一律残余処理した。

³³ 前述したとおり、比較可能性を重視したため、選択肢は日本と同じものになっており、トルコ・メディアで大きく取り上げられる国家政策であるEU加盟に係わる諸政策や、イスラーム主義政策として捉えられる女性のスカーフ着用に関する政策等、トルコ独特の政策は選択肢に含まれない。ただしEU加盟問題は外交問題のひとつであるし、スカーフ着用問題は宗教政策であると同時に、人権問題として捉えられている。以上のようなトルコ独自の政策は、我々が提示した選択肢に含まれる一般的な政策分野に読み替えが可能であろう。

³⁴ Birol Çaymaz, "İstanbul'da Niğdeli Hemşehri Dernekleri (「イスタンブールにおけるニーデ出身者団体」)," *European Journal of Turkish Studies*, Thematic Issue, No. 2, 2005, Paragraph 23.

³⁵ シュミッター「いまもなおコーポラティズムの世紀なのか?」シュミッター、レームブルッフ編、山口定監訳『現代コーポラティズム I : 団体統合主義の政治とその理論』木鐸社、1997年。

³⁶ バイアンキ (Robert Bianchi) は、トルコはまれに見る、多元主義とコーポラティズム、特に国家コーポラティズムの間で揺れ動く体制であると表現したが (Robert Bianchi, *Interest Groups and Political Development in Turkey*, Princeton: Princeton UP, 1984.)、他方1980年以降祖国党 (ANAP) 政権期の利益団体政治についての分析を行ったヘベル (Metin Heper) はそれを否定した。当時のオザル (Turgut Özal) 政権は、伝統的に教条主義的な国家を更に強力なものにし、国家政策を利益団体や官僚の意見すら聞くことなく決定しており、利益団体は蚊帳の外に置かれたため、多元主義でもコーポラティズムでもなく、利益団体政治自体が欠落していたとした (Metin Heper ed., *Strong State and Economic Interest Groups : Post - 1980 Turkish Experience*, Berlin: Walter de Gruyter, 1991.)。

³⁷ 例えば、イスタンブール特別市ウムラニエ区の地域住民組織と区当局及びイスラーム政党として知られる福祉党 (Refah Partisi : RP) の3組織の関係を人類学的手法から分析したホワイト (Jenny B. White) は、地域的な活動を行うイスラーム主義的相互扶助財団である「ウムラニエ・サービス財団」はRPと密接な協力関係にあるにもかかわらず、その関係性を質問すると明確に否定すると記述している (White, *op. cit.*, p. 184.)。また、カドゥオール (Ayşe Kadioğlu) は、国内の3つのイスラーム系NGOへのインタビューに基づく調査研究において、特定の政党との関係の有無を質問しているが、いずれの団体からも政党との関係を否定されている (Ayşe Kadioğlu, "Civil Society, Islam and Democracy in Turkey: A Study of Three Islamic Non - Governmental Organizations," *The Muslim World*, Vol. 95, 2005.)。

³⁸ 教職員組合の中で第2位の規模を持ち、その組合員数122,760名は同分野労働者数の16.9%になる (労働社会保障省2006年5月15日の統計による。http://www.calisma.gov.tr/CGM/4688_istatistik_2006.htm)。

³⁹ Eğitim Sen, *Eğitim Sen Dava Notları* (『教育学問従事者労働組合裁判メモ』)。

⁴⁰ ロシアも非常に微妙な差ではあるが、司法府の評価が他の組織に比較し、高くなっている。ロシアの住民組織の調査・研究を行った中村は、ロシアの住民組織が日常生活における問題を解決する際、行政府の不十分な対応に遭遇すると司法府を「唯一の頼り」とすると述べている (中村逸郎『帝政民主主義国家ロシア：プーチンの時代』岩波書店、2005年、159頁)。

⁴¹ 辻中はすでに団体の主観的な影響力評価の分析をJIGS調査の結果を用いて行っている。詳細についてはTsujinaka, 2006を参照のこと。

⁴² Pekkanen, *op. cit.*, pp. 175 - 177.